

みんなで作  
みんなで育  
みんなの条

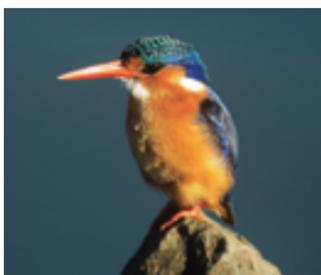
## 須崎市自治基本条例



市の花：サクラ



カワウソ 撮影：鍋島昭一さん



市の鳥：カワセミ



市の木：ヤマザクラ

発行  
須崎市 企画課  
〒785-8601 高知県須崎市山手町1番7号  
電話：0889-42-2311 FAX：0889-42-7320  
ホームページ：http://www.city.susaki.kochi.jp/

2011年1月発行

# 須崎市自治基本条例

みんなで作  
みんなで育  
みんなの条



平成23年1月1日施行  
須 崎 市

# 須崎市自治基本条例

## 目次

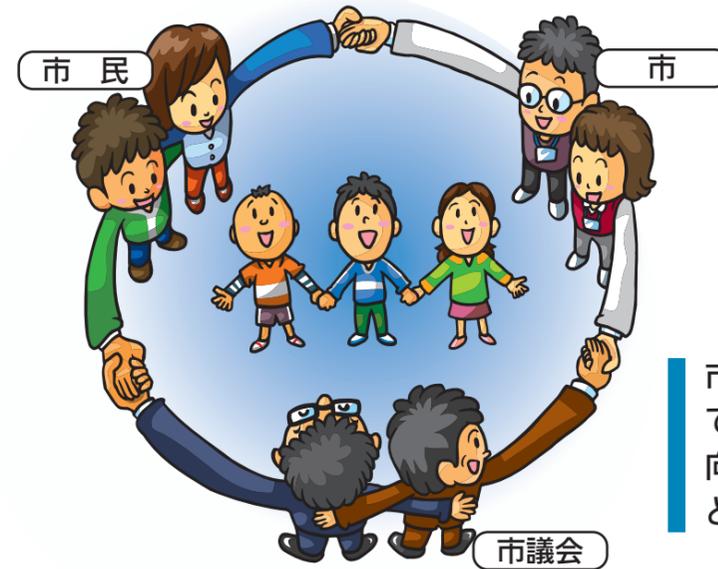
市民自治の確立と協働のまちづくりをめざして	2
市長あいさつ	2
「自治基本条例」とは？	3
須崎市自治基本条例策定経過の概要	3
前文	4
<b>第1章 総則</b>	
第1条 目的	5
第2条 最高規範	5
第3条 定義	5
第4条 めざすべきまちの姿	6
<b>第2章 市民</b>	
第1節 市民	
第5条 市民の権利	7
第6条 市民の責務	7
第7条 事業者の責務	8
第8条 子ども等	8
第9条 男女共同参画	9
第10条 学ぶ機会	9
第2節 コミュニティ等	
第11条 コミュニティ	10
第12条 地域福祉の向上	10
<b>第3章 市議会</b>	
第13条 市議会の責務及び役割	11
第14条 市議会議員の責務	11
<b>第4章 市</b>	
第15条 市長の責務	12
第16条 市職員の責務	12

<b>第5章 市政運営</b>	
第17条 総合計画	13
第18条 運営の原則	13
第19条 財政運営の原則	13
第20条 財政状況等の公表	14
第21条 行政評価等	14
第22条 説明責任	14
第23条 情報の公開及び共有	14
第24条 個人情報の保護	15
第25条 苦情等に対する救済	15
<b>第6章 市政への参画</b>	
第26条 参画の保障	16
第27条 住民投票	16
<b>第7章 災害対策</b>	
第28条 災害対策	17
<b>第8章 環境</b>	
第29条 環境保全	18
第30条 クリーンエネルギー	18
<b>第9章 その他</b>	
第31条 条例の見直し	19
第32条 その他	19

用語解説	20
------	----



## 市民自治の確立と協働のまちづくりをめざして



市民・市議会・市が一体となって協働のまちづくりの実現に向けて取り組み、未来に誇りと愛着の持てるまちに。

### 須崎市自治基本条例施行によせて

平成23年1月1日、須崎市自治基本条例が施行されました。

本条例の制定に当たりましては、市民主体による条例づくりを基本とし取り組んでまいりました。自治基本条例作成市民会議を中心に約3年にわたり、真摯な議論を重ね、策定にいたったものです。この間の市民会議の皆様方のご尽力、ご協力に対しまして改めて深く感謝申し上げます。

今日、少子高齢化が進み、過疎地域に指定されるなど社会経済状況は大きく変化しています。さらには、地方分権から地域主権へと時勢の変化にともない、これまで以上に自治体のあり方が問われており、どのような仕組みで、いかにしてまちづくりを進めていくかが重要になってきております。

そこで、『市民自治の確立と協働のまちづくり』を基本理念とした条例を制定し、市民、市議会、市の三者が一体となってまちづくりを進めていくためのルールを定め、取り組んで行こうというものであります。

この間、私は、地方自治の原点は住民自治であるという信念に基づき、市政運営に取り組んでまいりました。こうした視点に立つ自治基本条例は、制定が目的ではありません。市民の皆様に有効かつ積極的に活用され、本当の意味で魂のこもった条例となるよう、みんなで育て、住んで良かったと言える、誇りの持てるまちづくりにつなげていきたいと考えています。

市民の皆様の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

須崎市長 笹岡 豊徳

# 「自治基本条例」とは？

## 私たちの住みよい 「まちづくり」のためのルールを定め、 文章にしたものです

これからは、市民と行政がお互いに協力し合って（協働）まちづくりを進めていくことが必要な時代を迎えます。

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、国と地方自治体の関係がこれまでの上下から対等・協力の関係に改められ、地方のことは自らが考え、決めていく姿勢が求められるようになってきました。そこで、市の「意思」や「方向性」をきちっと示しながら、地域課題解決や市民要望に応じていくためには、市民と市議会と行政の関係や役割を示す基本的なルールを定めて、まちづくりをすすめていく必要があります。

その、基本的なルールを定めるものが「自治基本条例」です。

### 【須崎市自治基本条例策定経過の概要】

平成17年 10月	「自治基本条例ベース検討プロジェクト」発足（市若手職員）
平成18年 7月	「自治基本条例庁内検討会」発足（市課長補佐級職員）
平成19年 7月	「須崎市自治基本条例作成市民会議」委員公募、推薦
10月	「須崎市自治基本条例作成市民会議」設置 開催：10回（～平成22年5月）
平成20年 6月	「須崎市自治基本条例作成市民会議」委員再公募、推薦
7月	「自治基本条例」に関する市民アンケート実施
10月	「須崎市自治基本条例作成市民会議各地区部会」開始 開催：7地区延べ50回
平成21年 10月	「須崎市自治基本条例作成市民会議専門部会」設置 開催：条例（案）作成専門部会6回 広報・PR専門部会7回
平成22年 2月	市議会協議
5月	条例（案）提言（須崎市自治基本条例作成市民会議から市長へ）
7月	条例（案）に関する市民の意見・提言募集
9月	市議会9月定例会で議決
平成23年 1月	条例施行

## 前 文

私たちが暮らす須崎市は、昭和29年に須崎町、上分村、多ノ郷村、吾桑村、浦ノ内村の1町4村の合併により誕生した、黒潮流れる太平洋と緑豊かな蟠蛇ヶ森、清流新莊川に抱かれた太陽の光あふれる美しいまちです。

先人たちは、ここに生まれ、暮らし、働き、学び、それぞれの歴史を刻みながらまちの文化を育み、まちは、高幡圏域における産業、交通、物流、情報発信などの拠点として発展してきました。

私たちは、先人たちが力をあわせ、英知とたゆまぬ努力によって創り上げてきたこのまちをより住みよいまちにし、次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

そのためには、一人ひとりが自らの責任を自覚し、主体的にまちづくりに関わり、市民、市議会及び市が一体となって協働によるまちづくりに取り組むことが必要です。

今、私たちは、日本国憲法で定められた地方自治法の本旨にのっとり、市民自治の確立と協働によるまちづくりを基本理念とし、それぞれの持つ個性や能力がまちづくりに発揮される自立した地域社会の実現をめざし、ここに須崎市の最高規範として須崎市自治基本条例を制定します。

■前文は、この条例を制定するに当たっての背景や考え方を述べています。

### 解説

須崎市における先人たちの歴史と昭和29年の1町4村の合併による市政誕生以降の幾多の試練や様々な課題を乗り越え積み重ねた半世紀に渡る歴史を踏まえ、この条例を制定するにあたっての基本的な認識や条例制定の趣旨、目的などを述べています。

私たちのまちは、南は黒潮流れる雄大な太平洋に抱かれ、北は蟠蛇ヶ森の豊かな緑と温暖な気候に恵まれ、ニホンカウソの生息が昭和54年に日本で最後に確認された新莊川などの清流が流れる美しいまちです。先人たちは、この水と緑に恵まれた太陽の光降り注ぐ美しいまちで、生まれ、育ち、まちを愛し、誇りを持って、歴史を刻んできました。

しかし、その一方で、地球規模で進む大気・水質汚染や廃棄物の増大、天然資源の減少など、環境問題も生じてきており、その対策に、より一層の取り組みも求められています。

また、私たちを取り巻く社会経済情勢の急激な変化は、少子高齢化・過疎化などの新たな問題も生み出しています。こうした中で、地方分権が推進され、社会システムが急激に変化し、私たち市民のあり方、自治体のあり方を見直し、さらに発展させなければならない時期を迎えています。

このような状況のなか、私たちは、先人たちによって残された財産と功績を継承し、後世に伝えていくことが使命であります。ともに働き、学び、協力しあって安心して暮らせる住みよいまちの実現のために、次代を担う子どもたちを育て、新たな持続可能なまちづくりを創造していくことが必要です。

そこで、市民、市議会、市の意識改革はもちろんのこと、市民、市議会及び市の役割を明確にし、市民の自主的な参画と協働によるまちづくりを推進するための指針を定め、それに取り組んでいこうとするものです。



# 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、市民自治の確立と協働によるまちづくりという基本理念(以下「理念」という。)にのっとり、市民の権利と責務及び市議会並びに市の責務と役割を明確にし、自治の基本的事項を定めることにより、自立した地域社会を実現することを目的とします。

■本条は、この条例の制定目的を定めています。

## 解説

第1項 この条例の目的は、市民が主役の市民自治の確立と協働によるまちづくりを基本理念として、自立した魅力あふれる地域社会を実現することです。そのためには市民自治に関する基本的な事項を定めることによって市民の権利と責務、市議会及び市の責務と役割を明らかにし、市民、市議会及び市が共通の認識と方向性を持ち、目的の実現を図ろうとするものです。

## (最高規範)

第2条 この条例は、本市の最高規範であり、市民、市議会及び市は、誠実にこれを遵守します。

■本条は、この条例が須崎市の最高規範であることを定めています。

## 解説

第1項 市民が主役である市民自治を確立するため、この条例を須崎市の市民自治及び市政に関する最も重要で尊重すべき条例として、市民全体が共通の認識のもと遵守することを定めています。

## (定義)

第3条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1)市民 市内に住所を有する者、市内で働く者、市内で学ぶ者、市内で事業を営む者及び活動する団体のことをいいます。
- (2)市 市長及びその他の執行機関のことをいいます。
- (3)協働 市民、市議会及び市が相互に補完し合い、協力することをいいます。
- (4)コミュニティ 地域をよりよくすることを目的に形成されたつながり、組織又は集団のことをいいます。

■本条は、この条例でよく使われる用語の意義を定めています。

## 解説

第1号 「市民」について定めています。  
自治に関する様々な活動には、市内の事業者や学校、そこに通勤、通学する人たち、また、市民活動団体、そこで活動する人たちの協力も不可欠と考え、住民に限らず幅広く市民を定義しています(外国籍の市民も含まれます)。

第2号 「市」について定めています。

市長及びその他執行機関のことをいい、その他の執行機関とは、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員会を指します。これら市の執行機関に属する職員も含まれます。

「議会」については、住民の直接選挙により選ばれた議員によって組織された合議制の議事機関であることから、「市」には含めません。また、市民にとっての協働の対象である市長及びその他執行機関のことを「市」と定義することとし、「市民」は「市」に含めません。

第3号 「協働」について定めています。

この条例の目的を達成するため、市民、市議会及び市がそれぞれの役割や責任を担い、3者が対等な立場で連携、協力、補完し合って行動することをいいます。

第4号 「コミュニティ」について定めています。

地域の維持・発展を目的として組織された自治会や町内会などの地縁団体やNPO、ボランティア団体などととも、PTA、老人会、婦人会、消防団、サークル団体、民生委員などの各種委員等、地域の環境美化や人材育成、地域防災・防犯等に取り組む多様な団体を含みます。また、地域の企業組織なども広く含めています。

## (めざすべきまちの姿)

第4条 市民、市議会及び市は、次の各号に掲げるまちを実現するよう努めます。

- (1)互いに尊重し、協働によってともに創るまち
- (2)まちづくり及び市政に参画できるまち
- (3)まちの文化に誇りを持ち、その文化を守り発展させながら次代へ継承していくまち
- (4)個性豊かで活力にあふれるまち
- (5)助け合い、安心して暮らせるまち
- (6)自然を大切に、環境保護に取り組むまち

■本条は、「協働によるまちづくり」によって実現すべき地域社会を、「めざすべきまちの姿」として定めています。

## 解説

第1号 3者はそれぞれの立場にあって、まちづくりや自治の推進に対するかかわり方も度合いも異なりますが、お互いに尊重し合い、協力してともにつくるまちをめざすことを定めています。

第2号 まちづくりや自治の推進に関して、市が企画、立案、実施するという従来の行政主導による手法を改め、まちづくりや自治の推進に関していろいろな過程において、いろいろな方法で市民が主体的に参画できるまちをめざすことを定めています。

第3号 まちの文化に誇りを持ち、その文化を守り発展させながら次代へ継承していくことを定めています。

第4号 個性豊かで須崎市らしい活気のあるまちをめざすことを定めています。

第5号 地域でお互い助け合い、子育てしやすい環境づくりや子どもや高齢者の居場所づくりなど、誰もが安心して暮らせるまちをめざすことを定めています。

第6号 水と緑に恵まれた太陽の光あふれる美しい自然を守り、大気汚染や地球温暖化など様々な環境問題を市民全体の共通した問題として認識し、自主的改善に取り組むまちをめざすことを定めています。

# 第2章 市民

## 第1節 市民

### (市民の権利)

第5条 市民は、次に掲げる権利を有します。

- (1)個人として尊重され、快適な環境で安全で安心な生活を営む権利
- (2)市が行う政策の策定、実施、評価等に参画する権利
- (3)市政に関する情報を知る権利
- (4)適正に行政サービスを受ける権利
- (5)生涯にわたり学ぶ権利

■本条は、市民の権利を定めています。

#### 解説

第1号 市民の権利として、最も基本的な権利を確認する意味を含めて定めています。

第2号 参政権、条例の制定改廃請求権、監査請求権、議会の解散や長の解職請求権などの法定権利だけでなく、市政への主体的な参画により市民自治を推進するため、より具体的な行政への参加を保障している住民投票制度に基づく請求権や投票権等をはじめ、市が行う政策の策定、実施、評価等への参画は市民の権利であることを定めています。これは権利であるため、参画すること又はしないことにより不利益な扱いを受けるものではありません。市政への参画は自主性を尊重するものです。

第3号 前号と同様に、市民自治の推進という観点から大変重要な権利です。情報の入手、情報の共有なくして、市民の参画もあり得ないとの考えから権利として定めています。

第4号 地方自治法第10条で保障されている『住民の権利』を含め、行政サービスの提供を適正に受ける権利を包括的に定めています。したがって、この規定により、すべての市民がすべてのサービスを等しく受けられるというものでなく、例えば住民のみが受けることができるサービスなどもあり、受給できる対象者又は内容等は、サービスごとに条例や規則などで定められることとなります。

第5号 市民は、様々な過程・状況に応じて生涯にわたり学ぶ権利を有することを定めています。

### (市民の責務)

第6条 市民は、次に掲げる責務を有します。

- (1)自治の担い手として、互いに尊重し、協力し合う責務
- (2)自らの発言と行動に責任を持つ責務
- (3)市政運営に係る負担を能力に応じて分担する責務

■本条は、市民の責務を定めています。

#### 解説

第5条の権利の規定と対になる責務の規定です。法的な『義務』として強制するものではなく、主体的に果たす『責務』として定めています。

第1号 市民が自治の担い手であるという自覚を持ち、お互いが人権を尊重し、協力し合うことによって、自治の推進に努める責務を有することを定めています。

第2号 自治の推進のためには、自己決定・自己責任の考え方が基本です。市政への参画に当たっては、当然自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。

第3号 市民は行政サービスを受ける権利を有する一方、市政運営に伴う経済的負担や役務の提供について、それぞれの立場や能力に応じた負担を分かち合うことを定めています。

### (事業者の責務)

第7条 事業を営む者は、地域の環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して暮らせるまちづくりに資する責務を有します。

■本条は、事業者の責務を定めています。

#### 解説

第1項 事業者の地域振興に貢献する社会的責任を定めたものです。事業者は、市民の雇用機会を創出することで地域社会に貢献していますが、市民の一員であることを自覚し、市民としての責務を担い、地域の環境保全活動やまちづくりに取り組むことを定めています。

### (子ども等)

第8条 満20歳未満の青少年や子どもは、それぞれの年齢に応じたまちづくりに参画する権利を有します。

2 市民、市議会及び市は、次の時代を担う子どもが健やかに育つ環境をつくる責務を有します。

■本条は、次代の担い手である「子ども」を大切に、健全育成することを定めています。

#### 解説

第1項 須崎市の未来を担う者として青少年や子どもがそれぞれの年齢に応じたまちづくりに参画することは、人づくり、まちづくりにとって須崎市の貴重な財産となることから、子ども等の参画の権利を保障することを定めています。

第2項 子どもを取り巻く環境の悪化が指摘される中で、子どもは家庭や学校だけでなく、地域全体で守り、育てるべきであります。子どもは地域の宝、人類の宝です。その宝である子どもたちが安全、安心して健やかに育つための環境づくりは、市民全体の責務として位置付けることを定めています。

具体的な取り組みには、家庭、学校、地域がそれぞれの役割を担い、協力、連携することが必要であり、それぞれがしっかりと役割を果たして、はじめて市民全体での取り組みが十分機能すると言えます。とりわけ、人格の基礎が形成される時期における、「親子のつながり」や「親の責任」はもっとも重要視される事項であり、家庭における環境醸成は不可欠であります。



### (男女共同参画)

第9条 男女は、お互いを認め合い、尊重します。  
2 市民、市議会及び市は、男女がともにまちづくりに参画する体制をつくります。

■本条は、男女共同参画について定めています。

#### 解説

**第1項** 男女で構成されている社会の均衡が保たれ、地域社会が発展していくためには、男女の対等な参画が必要です。そのためにお互いを認め合いその人権を尊重し合うことを定めています。

**第2項** 第1項を前提として、男女が協力し共に責任を担い、その個性と能力を十分に発揮し、まちづくりに参画できるよう体制づくりに努めることを定めています。

### (学ぶ機会)

第10条 市は、市民が生涯にわたり学ぶ機会を設ける責務を有します。

■本条は、市民の学ぶ権利に対する、市の役割を定めています。

#### 解説

**第1項** 市は、市施設の一般市民への開放や、既存の生涯学習の機会だけでなく、市の施策や重要課題の個別説明会等も含め、あらゆる学習の機会を設ける責務を有することを定めています。



## 第2節 コミュニティ等

### (コミュニティ)

第11条 市民は、地域におけるコミュニティの重要性を認識し、その活動に自ら積極的に参加するよう努めます。  
2 市は、地域におけるコミュニティの連携拠点として公民館を位置付け、機能と施設の充実、整備を進めるとともに、地域の集会所等の機能充実に努めます。  
3 市は、地域におけるコミュニティの自主性及び自立性を尊重するとともに、コミュニティ活動の充実のための協力、支援に努めます。

■本条は、地域におけるコミュニティの基本的な考え方を定めています。

#### 解説

**第1項** 地域社会の豊かさを追求し、市民自治を確立させるため、地域におけるコミュニティは欠くことのできない存在です。そのコミュニティを組織する市民は、地域コミュニティが自治の担い手であることを十分認識し、守り育てていくため、コミュニティ及びその活動に積極的に参加するよう努めることを定めています。

**第2項** 地域をより良くし、課題を解決するためのコミュニティ活動の連携拠点を公民館と位置付け、機能と施設の充実、整備を進めることを定めています。  
併せて、各地域の集会所等も地域のコミュニティの拠点として、機能の充実に努めることを定めています。

**第3項** 市は、自治の担い手である地域コミュニティの自主性、自立性を尊重しながら、コミュニティ間の連携等を含めその活動に対し様々な支援を行い、コミュニティ活動の充実に努めることを定めています。

### (地域福祉の向上)

第12条 市民は、地域における様々な課題の解決を図るため、ともに考え行動するとともに、公的福祉サービスと連携し、地域の福祉を高めるように努めます。  
2 市は、市民が地域社会において安心して暮らせるまちづくりの実現のため、公的福祉サービスの向上、地域課題の解決及び要望に沿った環境条件の整備に努めます。

■本条は、地域福祉向上の重要性について定めています。

#### 解説

「誰もが安心して暮らせるまち」をめざし、ここでは、特に「社会的支援を必要とする市民」に対する地域福祉の重要性とその向上のための努力義務について定めています。

**第1項** 市民は地域の様々な生活上の問題に目を向け、その課題や解決策をみんなで一緒に考え、福祉行政の枠を超えて課題を解決することに努めることを定めています。

**第2項** 市民が地域社会において安心して暮らせるまちづくりの実現のために、市が地域の課題や要望を的確に把握し、地域の現状に応じた環境整備を行い、地域福祉の向上に努めることを定めています。

## 第3章 市議会

### (市議会の責務及び役割)

- 第13条 市議会は、この条例の理念にのっとり、その権限を行使し、自治を推進する責務を有します。
- 2 市議会は、市の重要な意思決定の役割を担い、適正に市政が運営されるよう監視を行うとともに、市民の多様な意見を反映させるものとします。
- 3 市議会は、議会活動について市民への情報提供を図り、開かれた議会運営を行うものとします。

■本条は、市議会の役割や責務について定めています。

#### 解説

『地域のことは、地域で考え、地域で決める』という、自主・自立の自治体運営が望まれるほど、自治体の意思決定機関である市議会の果たす役割はますます重要になります。

**第1項** 市議会は、前文に定められている自治の基本理念にのっとり、地方自治法等により与えられた権限を行使し、自治を推進する責務を有することを定めています。

**第2項** 「市の重要な意思決定」と「市の事務等の適正な運営の監視」、「市民要望の把握と意見反映」が市議会の重要な責務であることを定めています。

**第3項** 開かれた議会運営、説明責任、応答責任は、市民の権利として定めた『情報を知る権利』を保障するとともに、市民が市政に参画する上での前提条件となることから、市議会の責務として定めています。

### (市議会議員の責務)

- 第14条 市議会議員は、この条例の理念にのっとり、市議会が前条に規定する事項を実現するよう、誠実に職務を遂行するものとします。
- 2 市議会議員は、市民に対し議会活動に関する情報、市政の状況及び自らの活動についての説明責任を果たし、市政に関する調査及び政策提案等を積極的に行うように努めるものとします。
- 3 市議会議員は、市民の信任によるその立場の重みを忘れず、自己の見識を高める努力を行い、議員活動に努めるものとします。

■本条は、市議会議員の責務について定めています。

#### 解説

**第1項** 市議会において、市議会議員がその職責に応じた職務を誠実に遂行するよう努めることを定めています。

**第2項** 市議会議員は、地域が抱えている課題や市民の意見を広く把握するとともに、市全体の観点から公平・公正で的確な判断を行うことにより、市民の意見を市政に反映させるように努めることを定めています。

**第3項** 市議会議員は、市民からの負託に応えるため、自己の見識を高めつつ議員活動に努めることを定めています。

## 第4章 市

### (市長の責務)

- 第15条 市長は、この条例の理念に基づいて市政を運営し、市民の福祉の向上と自治の推進を図ります。
- 2 市長は、自らの判断と責任において市長の権限に属する事務等を公正かつ誠実に執行するとともに、より効率的で効果的な市政運営に努めるものとします。
- 3 市長は、市民の意向を適正に判断し、地域課題に対処したまちづくりに努めます。
- 4 市長は、毎年、市政の運営方針及びその達成状況等を明らかにするとともに、情報公開を積極的に行い、透明性の高い市政運営に努めます。

■本条は、市長の責務について定めています。

#### 解説

市長についても市議会と同様に、その権限について地方自治法に規定されています。本条例の理念に基づき市政を運営する代表者として、その権限と責務について定めています。

**第1項** 地方分権改革により、機関委任事務が廃止されるなど、文字通り国と自治体の関係は上下主従から対等・協力となりました。自治体の代表者であり、大きな権限が与えられている市長は、この条例の理念に基づいて市政を運営し、市民福祉の向上と自治を推進することを定めています。

**第2項** 自治体の代表者である市長は、事務等の公正かつ誠実な執行はもとより、自治体経営という視点も踏まえ常に効率的で効果的な行政運営に努めることを定めています。

**第3項** 市民自治を推進するうえで、市民の意向を適正に判断し、地域の課題に対処したまちづくりに努めることを定めています。

**第4項** 市政の透明性の確保、説明責任、応答責任は、市民が『情報を知る権利』を保障するとともに、市民が『市政に参画する権利』の前提条件であり、市長の責務として定めています。

### (市職員の責務)

- 第16条 市職員は、全体の奉仕者として、法令及び条例等を遵守し、誠実かつ公正に職務の遂行に努めなければなりません。
- 2 市職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければなりません。

■本条は、市職員の責務について定めています。

#### 解説

**第1項** 市職員は、法令及び条例等を遵守し、市民のために職務を遂行することを定めています。

**第2項** 職務遂行に当たって職員自らが知識や技能の向上に努めることを定めています。また、地域活動にも積極的に参加するなかで、自治を推進するコーディネーター、市民活動のサポーターとしての役割を果たすことが求められます。

# 第5章 市政運営

## (総合計画)

第17条 市は、この条例の理念にのっとり、まちづくりにおいて最も基本となる総合計画を策定し、計画的かつ適正な行政運営を行います。

■本条は、総合計画について定めています。

### 解説

**第1項** 地方自治体が定める計画の中で最上位の計画である総合計画も、当然のこととして、市の最高規範である本条例で定めている基本理念に基づき策定されなければなりません。「総合計画」は、政策の優先順位や統合性、効率性、計画性を高め、行政の公平性を確保するために、市が策定する市政運営の方向を示す全体計画のことをいい、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想と、各行政分野における施策を総合的かつ体系的に示す基本計画及び毎年度の予算編成や事業実施の指針となる実施計画で構成されています。

## (運営の原則)

第18条 市は、行政サービスの向上のため、政策の策定等においては、あらゆる施策が密接に連携することを十分認識し、総合的かつ計画的な行政運営を行います。  
2 市は、公正で透明性の高い開かれた行政運営を行います。

■本条は、市政運営の原則を定めています。

### 解説

**第1項** これからの自治体は、地域経営体としてその経営能力が強く求められています。そのためには、これまでの縦割り行政的な個別の施策ではなく、総合的かつ計画的な行政運営を行うことを定めています。

**第2項** 市民の『市政へ参画する権利』を保障するうえでの前提条件として、『公正で透明性の高い開かれた行政運営』を行うことを定めています。

## (財政運営の原則)

第19条 市は、総合計画に基づいた財政計画を定め、財源を効率的かつ効果的に活用するとともに、持続可能で健全な財政運営を行います。

■本条は、健全な財政運営について定めています。

### 解説

**第1項** 財政運営の健全性と透明性について定めています。健全な財政運営を行うには、中長期的な財政計画の策定と、財源の効率的な活用が必要不可欠です。自治体経営という観点からも、持続可能な健全財政を確保し、最小の経費で最大の効果を上げ、財政の健全性を確保することを定めています。

## (財政状況等の公表)

第20条 市は、財政状況及び財産の保有状況等を市民に公表し、財政状況の透明性を確保するものとします。

■本条は、財政状況等の公表について定めています。

### 解説

**第1項** 財政状況等を市民に対して明らかにすることで、開かれた行政運営と財政状況の透明性を確保することについて定めています。これからは市民の側にも、市の財政状況等をしっかり理解する姿勢が必要です。

## (行政評価等)

第21条 市は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、行政評価等を実施し、その結果を市政運営に反映するよう努めます。

■本条は、行政評価等について定めています。

### 解説

**第1項** 市は、効率的で効果的な市政運営を行うため、行政評価等を実施し、その結果を市政運営に反映するよう努めることを定めています。市が、計画(Plan)を実行(Do)し、検証(Check)を行い、検証結果に基づき改善(Action)を図る、という工程(PDCA サイクル)を継続的に繰り返し実施することで、より一層の質的改善の推進が求められています。

## (説明責任)

第22条 市は、市政運営及び政策の策定等に関する事項について、情報の提供に努め、市民に説明しなければなりません。  
2 市は、市民の意見、要望、提案等に対して、速やかに応答しなければなりません。

■本条は、市政運営に関する説明責任について定めています。

### 解説

**第1項** 説明責任は、市民の『情報を知る権利』を保障するとともに、市民が『市政へ参画する権利』を行使する上での前提条件となるもので、市にその説明責任が属することを定めています。

**第2項** 市は、前項の説明責任に基づき、市民からの意見、要望、提案等に対して速やかに応答することを定めています。

## (情報の公開及び共有)

第23条 市は、市政に関する情報を自主的かつ積極的に公開するものとします。  
2 市民、市議会及び市は、市政に関する情報の共有に努めます。  
3 市民は、市政に関する情報について開示を請求することができます。  
4 市は、開示請求に対し、正当な理由がない限り、これを拒むことができないものとします。

■本条は、情報の公開及び共有について定めています。

# 第6章 市政への参画

## 解説

情報公開は、前条の説明責任と同様、市民が『情報を知る権利』を保障するとともに、市民が『市政に参画する権利』を行使する上での前提条件となるものです。また、市政運営の透明性の確保を図るためにも、大変重要な規定です。

**第1項** 市は、条例に基づく公開や情報提供を自主的かつ積極的に行うことを定めています。

**第2項** まちづくりや自治を推進するため、3者は互いに信頼関係を構築し情報の共有に努めることを定めています。

**第3項** 市民が市政に関する情報について開示請求できることを定めています。

**第4項** 市は、市民からの開示請求に対して、正当な理由がない限り、これに誠実に応じることを定めています。

## (個人情報の保護)

**第24条** 市は、その保有する個人情報を厳重に管理し、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければなりません。

■本条は、個人情報の保護について定めています。

## 解説

**第1項** 市が保有する個人情報について、取扱いに係る基本的事項とその考え方を定めています。市は、個人情報の管理体制について、外部からの侵入防御策と内部からの流出防止対策を確実に実行し、関係機関や職員等に安全管理に関する教育を徹底するなど、個人情報の保護のために必要な措置を講じることを定めています。



## (苦情等に対する救済)

**第25条** 市は、市政に関する苦情や不服に対して、迅速にその処理及び救済を図り、市民の権利及び利益の保護に努めます。

■本条は、市政に関する苦情等に対する救済について定めています。

## 解説

**第1項** 市は、市政に関する苦情や不服について、迅速にその処理及び救済を図り、市民の権利や利益の保護に努める必要があります。本条では、行政による、過誤や怠慢、不正・不公平などによって市民の権利や利益が不当に脅かされた場合に、行政に対する市民の苦情等を迅速に処理するため、公正・中立な立場で、市民の救済や改善を行い、市民の権利及び利益を保護することを定めています。

## (参画の保障)

**第26条** 市は、市民が総合計画及びその他のまちづくり諸計画の策定、実施及び評価等の各段階に参画する権利を保障するため、審議会等への市民委員の公募、内容の公開、及び公聴会の実施等を行います。

■本条は、市政への参画の権利について定めています。

## 解説

**第1項** 総合計画等の策定など、市政運営の基本となる重要な政策を決定する場合や事業の実施、評価において、市民が参画できる権利を保障するための機会を設けることを定めています。

## (住民投票)

**第27条** 住民、市議会議員及び市長は、市政に関する重要な事項について、市民の意思を市政に反映するため、住民投票を請求又は発議することができます。  
2 住民投票の結果は、最大限に尊重するものとします。  
3 住民投票に参加できる者の資格その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定めるものとします。

■本条は、住民投票制度について定めています。

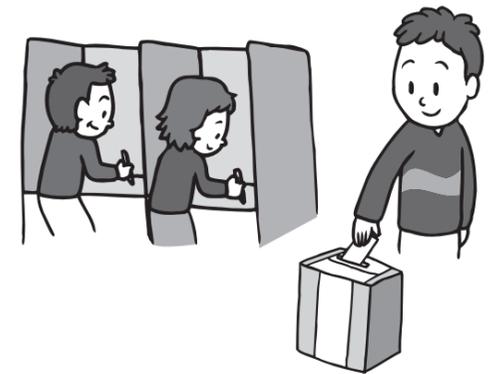
## 解説

住民投票制度は、各地で国や県そして市町村による施策の実施にあたり、住民生活の変化や住民生活に及ぼす影響を考慮して実施されています。住民投票制度は、現行の地方自治制度を補完するものとして位置付けるもので、自治の本来の目的においては、直接民主主義、間接民主主義、どちらが正しい選択というものではありません。双方が互いに制度の不備を補完しながら、その時々々の社会情勢に応じて住民意志をより的確に反映することが重要なものであり、制度の柔軟な運用が必要です。

**第1項** 市政に関する重要な事項について、市民、市議会議員には住民投票の請求権が、市長にはその発議権があることを定めています。

**第2項** 住民投票は、住民の意思を最大限市政に反映するための制度であることから、その結果は最大限に尊重されることを定めています。

**第3項** 住民投票は、事案によりその内容が多様であることが想定されるため、投票結果をより有効に機能させるためにも、個別事案が発生した時点で投票条例を制定することとしています。住民投票に参加できる者の資格に関しては、事案に応じて、将来を担う若者(未成年者)の投票参加についても検討することとします。



## 第7章 災害対策

### (災害対策)

第28条 市は、台風災害や南海地震津波等に対する災害対策に積極的に取り組み、市民の生命と財産を守ることを基本に、災害に強いまちづくりを推進します。

2 市民は、自分たちの生命は自分たちで守ることを基本に、ともに協力して、地域ぐるみで防災体制の整備に取り組みます。

3 市は、市民が地域ぐるみで行う防災訓練や避難計画の作成等の災害対策に対し、必要な支援を行います。

■本条は、災害対策について定めています。

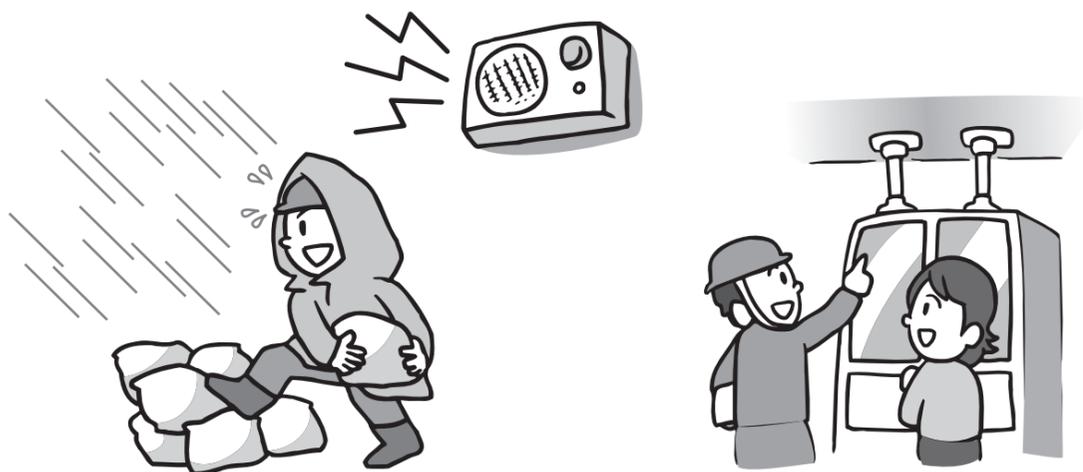
### 解説

台風災害や地震・津波など、過去にさまざまな自然災害に見舞われてきた須崎市の歴史的経過を踏まえ、須崎市の災害に対する備えについて定めています。また、災害時においては、地域や近所で互いに助け合う「共助」が果たす役割が非常に重要なものとなってきます。そうした意味でも、町内会などの地域コミュニティが災害時に果たす役割は大きなものであるという認識に立って、災害時における対策についても定めています。

**第1項** 災害時における取り組みの最重要課題として「人命を守ること」を掲げています。この目的を果たすための手段として、自主防災組織の設立や地域ぐるみで避難訓練などの災害対策に取り組むことで、いつ発生するか分からない災害に備え、災害に強いまちづくりを目指すことを定めています。

**第2項** いつ発生するか分からない災害時には、自分たちの生命は自分たちで守ることと隣近所や地域で互いに協力し合うことが必要不可欠です。そのためにも、日ごろから各家庭や地域で防災体制を整えておくことが重要となることから、その取り組みを行うことを定めています。

**第3項** 市は、地域ぐるみで行う防災訓練や避難訓練、避難計画作成等に対して必要に応じた支援(物資、資金、人的、指導、助言等)や自主防災組織等の育成を行い、防災に強いまちづくりを進めることを定めています。



## 第8章 環境

### (環境保全)

第29条 市は、本市の美しい自然を守り、次の世代に引き継いでいくことができるよう、環境保全のための施策を積極的に実施します。

2 市民は、日常生活において環境に深く配慮し、環境の保全に必要な措置を自ら講ずるとともに、市の実施する施策にも積極的に協力するよう努めます。

■本条は、環境保全について定めています。

### 解説

**第1項** 須崎市は、前文にも掲げたとおり、黒潮流れる太平洋、緑豊かな蟠蛇ヶ森に抱かれ、風光明媚な浦ノ内湾や須崎湾を始めとする天然の良港を備え、清流新莊川ほか幾多の清流が流れる、素晴らしい自然環境に恵まれています。この素晴らしい環境を守り、次の時代に引き継いでゆくことが、今現在、須崎市に暮らす私たち自身の重要な責務であり、そのために、市としても可能な限りの環境保全のための施策を積極的に実施することを定めています。

**第2項** 自然環境の保全のためには、市の行う施策だけでは不十分といえます。そのためにも市民の日常生活における自発的な環境保全への取り組みが必要不可欠です。とりわけ、幼少期からの環境教育の重要性の認識や最も身近なゴミ処理(分別、集積所等)ルールの徹底等、市民の取り組み姿勢で、市の環境保全施策を後押ししながら、市全体で環境保全へ取り組むよう努めることを定めています。

### (クリーンエネルギー)

第30条 市は、前条の目的を効果的に達成するための手段として、太陽光、風力、水力、バイオマス等の環境への負担が少ないクリーンエネルギーを活用したまちづくりを推進します。

2 市民は、日常生活においてクリーンエネルギーの活用を努めます。

■本条は、クリーンエネルギーの活用について定めています。

### 解説

**第1項** 前条で述べた環境保全への取り組みとして、太陽光、風力、水力、バイオマスといったクリーンエネルギーを活用したまちづくりを推進することを定めています。

**第2項** 前条で述べたとおり、環境保全の取り組みには、市民の日常生活における取り組みが必要不可欠であることから、市民生活においてもクリーンエネルギーを活用するよう努めることを定めています。



# 第9章 その他

## (条例の見直し)

第31条 社会、経済等の情勢の変化によってこの条例を改正する必要がある場合、この条例の理念を踏まえ、見直しを行います。

■本条は、この条例の見直しについて定めています。

### 解説

第1項 この条例は、須崎市の最高規範として、市民、市議会及び市の協働によって育てていくものですが、社会、経済等の情勢の変化や時勢に応じて、見直しを行い、この条例及びこの条例に基づく制度等、必要な改正を行います。

## (その他)

第32条 この条例の施行にあたって、その他の必要な事項は、別に条例等で定めます。

### 解説

第1項 この条例の施行にあたって、必要となる個別条例・規則・制度等は、その詳細について、別に定めることとしています。

## 須崎市民憲章

蟠蛇ヶ森を背に、太平洋にひろがるわがふるさと、わたしたちは、この恵まれた自然と文化を愛し、須崎市民としての誇りと責任をもち、さらに豊かな明日をめざして、ここに市民憲章を定めます。

のこそう かわうそのまち すさき  
 ゆめときぼうのあふれるまち すさき  
 ところところをむすびあうまち すさき



## 用語解説

あ行	意義	いぎ	言葉によって表される意味・内容。
	意向	いこう	どうするつもりかという考え。心の向かうところ。思わく。
	役務	えきむ	公的な仕事。また、他の人のために行う労働。
か行	開示	かいじ	はっきり示すこと。
	解説	かいせつ	物事の要点・意味などをわかりやすく説明すること。
	過誤	かご	あやまち。やり損じ。
	間接民主主義	かんせつみんしゅしゆぎ	＝間接民主制 国民が代表者を選挙し、その代表者を通じて間接に政治に参加する制度。
	機関委任事務	きかんいにんじむ	法律または政令により、国または他の地方公共団体などから都道府県知事・市町村長などの地方公共団体の機関に委任される事務。
	規則	きそく	行為や事務手続きなどが、それに基づいて行われるように定めた事柄。
	規定	きてい	物事を一定の形に定めること。また、その定めた内容。きまり。規程 法令の条文として定めること。また、法令の個々の条文。
	規範	きはん	行動や判断の基準となる模範。手本。
	行政	ぎょうせい	内閣をはじめとする国の機関または公共団体が、法律・政令その他の法規に従って行う政務。
	協働	きょうどう	同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。市民、市議会及び市が相互に補完し合い、協力すること
	均衡	きんこう	二つまたはそれ以上の物事の間で、力や重さなどの釣り合いがとれていること。
	継承	けいしょう	前代の人の身分・仕事・財産などを受け継ぐこと。
	形成	けいせい	一つのまとまったものに作り上げること。
	見識	けんしき	物事を深く見通し、本質をとらえる、すぐれた判断力。ある物事に対する確かな考えや意見。
	検証	けんしょう	実際に物事に当たって調べ、仮説などを証明すること。
	健全	けんぜん	身心が正常に働き、健康であること。考え方や行動が偏らず調和がとれていること。
	権利	けんり	ある物事を自分の意志によって自由に行ったり、他人に要求したりすることのできる資格・能力。
公開	こうかい	公衆に開放すること。特定の人に限定せず、広く一般の人々に入場・観覧・使用などを許すこと。	
効果的	こうかてき	ききめが目に見えて現れるさま。	
合議制	ごうぎせい	行政機関の意思が複数の構成員の協議によって決定される制度。	
貢献	こうけん	ある物事や社会のために役立つように尽力すること。	
行使	こうし	権利・権力などを実際に使うこと。	

か行	公正	こうせい	公平で偏っていないこと。
	構想	こうそう	これからしようとする物事について、その内容・規模・実現方法などを考えて、基本的な骨組みをまとめること。また、その基本的な考え。
	公聴会	こうちょうかい	国または地方公共団体などの機関が、一般に影響するところの大きい重要な事項を決定する際に、利害関係者・学識経験者などから意見を聴く会。
	公募	こうぼ	広く一般から募集すること。
	効率的	こうりつてき	効率がよいさま。むだがないさま。
	コーディネーター	コーディネーター	いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにするまとめ役。
	コミュニティ	コミュニティ	地域をよりよくすることを目的に形成されたつながり、組織又は集団のこと。
	さ行	策定	さくてい
サポーター		サポーター	支持者。後援者。
参画		さんかく	事業・政策などの計画に加わること。
事案		じあん	問題になっている事柄。
施行		しこう	実際に行うこと。政策・計画などを実行すること。実施。
施策		しさく	政策・対策を立てて、それを実地に行うこと。政治などを行うに際して実地にとる策。
指針		ししん	物事を進めるうえでたよりとなるもの。参考となる基本的な方針。手引き。
市政		しせい	地方公共団体としての市の政治。
自治		じち	自分や自分たちに関することを自らの責任において処理すること。
執行		しっこう	とりおこなうこと。実際に行うこと。法律・命令・裁判・処分などの内容を実際に実現すること。
趣旨		しゆし	事を行うにあたっての、もとにある考えや主なねらい。
主導		しゅどう	中心となって他を導くこと。
遵守		じゆんしゆ	法律や道徳・習慣を守り、従うこと。
情勢		じょうせい	変化していく物事の、その時々のような。今、物事がどのように動いていて、今後どのようになっていきそうかという、状況の流れや方向。
醸成		じょうせい	ある状態・気運などを徐々に作り出すこと。
条例		じょうれい	地方公共団体がその自治権に基づき、法令の範囲内で議会の議決によって制定する法。
職責		しよくせき	職務上の責任。
処置		しよち	その場や状況に応じた判断をし手だてを講じて、物事に始末をつけること。
信任		しんにん	信頼・信用して物事を任せること。
遂行		すいこう	任務や仕事をやりとげること。

さ行	制定	せいてい	法律・規則などを定めること。特に、立法機関が一定の手続きによって法令を定めること。
	責務	せきむ	責任と義務。また、果たさなければならない務め。
	施行	せこう	法令の効力を発生させること。
	措置	そち	事態に応じて必要な手続きをとること。取り計らって始末をつけること。
	尊重	そんちょう	価値あるもの、尊いものとして大切に扱うこと。
た行	体系的	たいけいてき	=系統的 順序立って組み立てられているさま。
	対処	たいしょ	ある事柄・状況に合わせて適当な処置をとること。
	怠慢	たいまん	当然しなければならないことをしないこと。なまけて、おろそかにすること。
	逐条	ちくじょう	法律・規約などの箇条を一つ一つ順に取り上げること。
	地方自治	ちほうじち	地方公共団体の政治が国の関与によらず住民の意思に基づいて行われること。
	調和	ちょうわ	全体がほどよくつりあって、矛盾や衝突などがなく、まとまっていること。
	直接民主主義	ちよくせつみんしゆしゆぎ	=直接民主制 国民が直接に国家意思の決定あるいは執行に参加する制度。
	定義	ていぎ	物事の意味・内容を他と区別できるように、言葉で明確に限定すること。
	統合	とうごう	二つ以上のものを合わせて一つにすること。
は行	バイオマス	バイオマス	生物を利用して有用物質やエネルギーを得ること。また、その生物体。生物資源。
	発議	はつぎ	会議の席で意見などを言い出すこと。
	評価	ひょうか	事物や人物の、善悪・美醜などの価値を判断して決めること。
	不可欠	ふかけつ	ぜひ必要なこと。なくてはならないこと。
	負託	ふたく	責任を持たせて、任せること。
	包括的	ほうかつてき	すべてをひっくるめているさま。
	補完	ほかん	不十分な部分を補って、完全なものにすること。
	本旨	ほんし	本来の趣旨。本来の目的。
	や行	用語	ようご
ら行	理念	りねん	ある物事についての、こうあるべきだという根本の考え。

